

# 議員全員協議会記録【未校正】

○招集日時 令和5年11月29日(水) 午前9時00分

○招集場所 取手市議会議場

○出席議員 議長 金澤 克仁  
須田 光雄  
" 海東 一弘  
" 根岸 裕美子  
" 久保田 真澄  
" 鈴木 三男  
" 関川 翔  
" 小堤 修  
" 杉山 尊宣  
" 岩澤 信  
" 落合 信太郎  
" 関戸 勇  
" 石井 めぐみ  
" 細谷 典男  
" 山野 井隆  
" 染谷 和博  
" 佐野 太一  
" 佐藤 隆治  
" 入江 洋一  
" 結城 繁  
" 齋藤 久代  
" 赤羽 直一  
" 遠山 智恵子  
" 加増 充子

○欠席議員 なし

○出席説明員 市長 中村 修  
教育長 伊藤 哲

総務部長	鈴木文江
政策推進部長	齋藤嘉彦
財政部長	田中英樹
福祉部長	彦坂哲
健康増進部長	渡来真一
まちづくり振興部長	野口昇
建設部長	前野拓
都市整備部長	浅野和生
教育部長	井橋貞夫
消防長	岡田直紀
会計管理者	石塚幸夫

○職務のため出席した者

議会事務局長	吉田文彦
議会事務局次長	澤部慶
議会事務局長補佐	小笠原一裕

○協議事項

(1) 取手市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○報告事項

- (1) 令和5年梅雨前線による大雨及び台風2号による災害の検証結果について  
(2) 令和6年度組織機構について

○会議の経過

午前9時00分開議

○金澤議長 ただいまの出席議員数24名、定足数に達していますので会議は成立します。

本日の議員全員協議会は、この後の定例会本会議の都合もあるため、議場を会議場所として招集しました。ご理解願います。なお、発言は自席のマイクでお願いします。

ただいまから、議員全員協議会を開きます。

お諮りします。本日の議員全員協議会は、取手市議会全員協議会規則のほか、必要な事項は地方自治法、議会基本条例、会議規則、委員会条例、傍聴規則を例として進行したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤議長 異議なしと認め、そのように決定いたします。本日の会議は、市長から開催依頼があり開催するものであります。それでは、事前に御案内し、サイドブック스에登載されている次第に従って進行します。市長の発言を求めます。

中村市長。

○中村市長 皆さん、おはようございます。議員の皆様におかれましては、本会議開催前にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。本日は、取手市固定資産評価審査委員会委員の選任について御協議をいただくため、議員全員協議会の開催をお願いを

いたしました。あわせて、令和5年梅雨前線による大雨及び台風2号による災害の検証結果について並びに令和6年度組織機構についても御報告をさせていただきます。詳細につきましては、担当から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○金澤議長** 次第の2、協議事項1、取手市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。ここで、議員の皆さんに確認いたします。同意案として追加送付予定の、取手市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方自治法第117条に規定されております除斥の対象となる議員はおりませんか。——除斥対象の議員は、なしと認めます。説明を求めます。

鈴木総務部長。

**○鈴木総務部長** 皆様、おはようございます。総務部、鈴木です。定例会開会前の貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。協議事項、取手市固定資産評価審査委員会委員の選任について、御報告させていただきたいと思っております。着座にて失礼いたします。この委員会は3人の定数で任期が3年となっております。このうち、飯塚利男氏（OK）につきまして、平成30年3月の就任以来2期6年にわたり御尽力をいただいておりますが、令和6年3月14日に今任期の満了を迎えます。本日は新たに永井 匡氏を選任したく、協議させていただくものでございます。永井氏は、御手元の経歴書のとおりで、平成18年から不動産鑑定事務所勤務をえて、令和4年2月に不動産鑑定事務所を開業、さらに同年5月に行政書士事務所を開業し現在に至っております。不動産鑑定の実務経験が豊富で、人格・見識ともすぐれた方でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上となります。

**○金澤議長** 以上で説明が終わりました。ただいまの協議事項について、確認はございませんか。——そのほかありませんか。——なしと認め、この議題を終わります。

次第の3、報告事項1、令和5年梅雨前線による大雨及び台風2号による災害の検証結果についてを議題といたします。報告を求めます。

鈴木総務部長。

**○鈴木総務部長** 続きまして、私のほうから報告事項、令和5年梅雨前線による大雨及び台風2号による災害の検証結果について、御報告させていただきます。着座にて失礼いたします。御手元の資料を御覧ください。令和5年梅雨前線による大雨及び台風2号による災害の検証結果報告という資料になります。こちらに基づいて説明させていただきたいと思っております。まず1、浸水被害の原因と被害の概要です。浸水被害の原因としまして、降り始めからの雨量が、6月1か月間の平均雨量つくば市の2倍近くが2日間で降り、また1時間最大30ミリを超える時間帯が3回発生したことで、排水能力を超える大雨が短時間で降ったことにより、特に双葉地区におきまして排水機場に接続する排水路や、上流に位置する周囲の水田からあふれた水が地区内の低地などに流れ込むことで、多くの建物浸水被害が急激に発生したものと推測されます。被害の概要です。6月3日午前2時43分、双葉住民から床上浸水発生の通報を受けた消防は、垂直避難を呼びかけ排水作業を実施。その後、救助活動を開始したが、災害対策本部として双葉地区の広い範囲にわたる被害状

況を把握したのは、夜が明け辺りが明るくなってからでありました。双葉地区において実施した現地被害認定調査におきまして、床上判定は324件、床下判定は240件に上りました。また、双葉地区以外においても、床上判定が2件、床下判定が10件となりました。こちらは令和5年11月28日現在の数値となります。次に、罹災証明発行状況です。令和5年11月28日現在、中規模半壊29件、半壊276件、一部損壊123件、そのうち床下浸水は112件、その他11件は双葉地区以外の浸水以外の一部損壊、無被害15件となっております。

続きまして、検証のため御意見をいただいた有識者等。まずお1人目、東京大学生産技術研究所、芳村 圭教授 (OK) です。専門分野は同位体気象学、主な研究に気象変動と水災害リスクがございます。お2人目、国土技術政策総合研究所、河川研究部河川研究室の瀬崎室長、田端主任研究官、武川【「武川 (むかわ)」を「武川 (たけがわ)」】研究官のほうから御意見をいただきました。この方々に対する確認、相談内容です。まず1点目。市で考える浸水の原因と、有識者等から見る浸水の原因に違いはあるのか。2点目、双葉地区における新たな避難判断基準の必要性について。3点目、浸水被害減災に向けて効果的な取組について。この3点を御意見いただきました。続きまして、有識者等との面会状況です。東京大学の芳村教授につきましては、そちらに記載のとおり、茨城県防災危機管理課からの御紹介によりまして対応させていただきました。詳細は資料のほう見ていただければと思います。国土技術政策総合研究所、こちらのほうの室長ほか皆様に対する面会状況も、こちらに見ていただいているとおりで、こちらは国交省からの国交省下館河川事務所、こちらのほうから御紹介をさせていただきまして対応させていただきました。

続きまして、芳村 圭東京大学教授からいただいた御意見です。まず1点目の、浸水の原因についてです。冒頭で説明させていただいた、市の想定する考え方——こちらの考え方で問題はないという御意見をいただきました。2点目として、双葉地区における新たな避難判断基準の必要性について。こちらにつきましては、双葉地区の特性に合わせた避難に対する発令基準が必要と考える、基準については双葉地区の発令基準として市が考える発令基準で問題ない、という御意見をいただきました。こちらの発令基準につきましては、既に皆様のほうにもお示しさせていただいているところなんです、これまでの避難情報の——市の避難情報の運用につきましては、内水を警戒した避難情報の発令基準がなく、洪水予報河川である利根川や小貝川の基準水位の到達に基づくものと、土砂災害警戒情報発表に基づくものの2通りで避難情報をこれまで運用してきました。この運用では今回の災害発生に対し適切な避難情報の発令が出せない状況であったため、改めて、大雨警報が発表され、引き続き長時間——こちらおおむね6時間にわたりまして降雨が予想される場合に、高齢者等避難を発令する、併せて土砂災害警戒情報が発表された場合に避難指示を発令する、こういった避難情報の発令を考えておりました。こういった考えで問題ないという御意見を先生のほうからいただいた次第です。もう1点、消防署と災害対策本部との連絡体制の強化、情報共有が必要ではないかという御意見もいただきました。3点目の確認事項、浸水被害減災に向けての効果的な取組についてです。双葉地区周辺の排水路や田からの水の侵入を防ぐことが必要であることから、勘兵衛堀排水路・大夫落排水路のかさ

上げは重要である。地区内の道路冠水発生状況を早い段階で情報を得ることができれば、迅速な交通規制を行うことが可能となることから、水位を観測できるセンサーの設置は効果的である。この場合の水位の高さとして、道路からの高さは10センチと20センチ、これで問題ないということです。道路冠水の水位の上昇を観測することで、避難判断の参考とすることができるのではないかと御意見もいただきました。続きまして、もう1方、国土技術政策総合研究所、瀬崎室長ほかの皆様からいただいた御意見です。1点目の浸水の原因について。市から示された浸水原因の考え方で問題ない。そのほかの原因として、住宅地の地盤沈下も原因として考えられる。2点目の確認事項、浸水被害減災に向けての効果的な取組について。双葉地区を流れる農業用排水路、勘兵エ堀排水路・大夫落排水路、こちらからの越流を防ぐため、排水路のかさ上げが現実的な対策であると考えます。理想としては住宅地全域を擁壁等で囲うことができれば、周りから住宅地への流入による浸水を物理的に防ぐことが可能と思われる。

こういった御意見を踏まえて、市としての今後の対策、取組についてです。まず1点目、内水氾濫による新たな避難判断基準について。こちらは先ほど申し上げたとおり、適切なタイミングでの避難情報の発令、こちらについて対応してまいります。もう1点、取手市議会災害対策会議からも御提言としていただいた内容となりますが、防災無線の活用による情報発信です。こちらにも既に皆様にはお示しさせていただいておりますが、夜間や既に床下浸水等が発生しているなど、水平避難が危険な場合は垂直避難——建物の2階など今いる場所で浸水のこない高い場所へ避難すること、こちらを呼びかけるなど適切な避難方法の周知を行います。2点目、消防と災害対策本部の連絡体制です。連絡体制の再確認をすると同時に、情報共有の徹底を図ります。3点目、气象台との連絡体制です。こちらにもさらなる連絡体制の強化を図ります。また、早期注意情報——高レベルとなりますが、こちらが発表された場合の情報をしっかり共有してまいります。3点目、气象台長から市長へのホットラインによる近況報告と同時に、災害対策本部にも連絡するルートの確立を行います。4番目、浸水被害減災に向けての取組です。田からの水の侵入を防ぐ土のうの積み上げや水囊の設置を実施する。こちらはこの6月の災害以降、9月、2回ほど、台風が接近するタイミングがありました。それを踏まえて、やはりこの双葉地区に対する水の侵入、実績に基づきまして関係する部署の職員で、事前に土のうの積み上げや水のうの準備をしたところでございます。実際に動きました。2点目、双葉地区内の久賀小通りや中央通りなど冠水発生実績を基に、5か所に浸水検知センサーを設置し、早期に道路冠水発生を把握することで、迅速な交通規制などの安全対策を行います。また、市から避難を呼びかける際には避難判断の参考として活用してまいります。次に、水路に水位センサーを設置し、水位上昇による避難判断の参考とする。ただし、用水時期は高水位状態にあるため、水位感知位置の判断が困難と思われまいます。こちらは茨城県がAIを備えた監視カメラを11月末まで排水路に設置しております。こちらについては、通常より水位が10センチと20センチ上昇した際の2回通知が届くものとなっております。その効果——設置効果の検証を踏まえまして、その後、引き続き12月以降をどうするか、その後の対応を県と市で検討している最中でございます。次に、浸水等の被害発生状況により、国土交通省

へ災害時における大夫落排水樋管及び古八軒排水樋管への排水ポンプ車設置を要請します。次に、床上・床下浸水や道路冠水の未然防止及び早期復旧のための可搬式排水ポンプ2台を新たに購入する。こちらは9月の議会、補正予算で皆様に御承認いただいたものになります。既に進めておりまして12月中には納品予定で進めております。次に、北側の勘兵エ堀排水路、南側の大夫落排水路のかさ上げ・改修等について、管理者である福岡堰土地改良区と県南農林事務所と協議しまして、勘兵エ堀排水路のかさ上げについて、昨年度に引き続き、今年度中に最優先に取り組むこととしております。今年度は高さ30センチから70センチ、長さ約200メートルの工事を実施いたします。今後も福岡堰土地改良区、県南農林事務所と引き続き協議をし、複数年に分けて実施する予定で取り組んでまいります。次に、新川第一、第二排水機場については、農業用排水対策、双葉地区の内水対策を踏まえながら、施設改修、排水能力のアップや非常用電源施設の設置について県と協議し、検討してまいります。次に、現在の双葉地区の復旧・復興状況について御説明いたします。1点目、住宅の応急修理状況です。6月2日付で災害救助法が適用され、ここから6か月間の間に修理を終えたものが災害救助法に基づく住宅の応急修理の補助対象となります。このため、修理の完了期限は12月1日となります。11月25日現在での申請受付け件数は139件、このうち既に修理を完了し、修理業者に修理費を支払った件数は111件となります。内訳です。中規模半壊、こちらは上限70万6,000円となります。申請件数14件、申請額は815万858円となります。このうち支払い済みの件数は12件、支払額690万7,398円となります。続きまして、半壊——こちら上限70万6,000円です。申請件数は125件、申請額は6,307万5,305円です。このうち、支払い済み件数は99件、支払額は4,768万7,324円となります。こちらの修理の完了期限が迫っておりますので、工事完了報告書が修理業者から市へ届いていないものにつきましては、随時、確認の連絡を入れております。連絡し確認したところでは、全て12月1日までは工事完了となる見込みであることです。引き続き、工事完了報告書が提出され完了検査を終えたものにつきましては、速やかに修理費の支払い業務を進めてまいります。

続きまして2点目、災害見舞金、被災者生活再建支援補助金等の支給状況です。こちらは令和5年11月24日現在となります。まず、取手市災害見舞金、支給件数224件、支給額692万円です。続きまして、取手市被災者生活再建支援補助金支給件数199件、支給額は3,630万円。災害援護資金貸付金、貸付件数4件、貸付額は570万円です。続きまして、茨城県災害見舞金支給件数2件、支給額は6万円です。次に被災者生活再建支援金、こちらは国の制度になります。支給件数19件、支給額は900万円です。こちらにつきましては、半壊以上の罹災証明の発行を受けまして、災害見舞金等を、まだ申請されていない方に対して、10月13日付で個別に通知を発送し、申請を促したところです。現在未申請者は4名となり、連絡も取れておりまして、近日中に申請されることとなっております。

続きまして3点目、被災者への義援金の配分についてです。令和5年12月に茨城県にて配分委員会が開催され、配分委員会結果通知が発出される予定です。これを受け、令和6年1月から被災者へ申請書を送付し、申請受付けを行い、送金する予定となっております。

次に4点目、つつみ幼稚園の復旧状況です。被災した施設や園庭の復旧に当たり、こども家庭庁が実施する児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金の申請中であり、工事内容としましては、次に申し上げる3種類、総額約1億円の予定となっております。1—1番目、施設改修、こちらは浸水した床や壁の張り替え等の修繕になります。2番目、外構改修、浸水した園庭表層の入替えやゴムチップの修繕となります。3点目、設置改修です。浸水して使用出来なくなったエアコンや備品の購入となります。こちらの補助金の割合は、認定こども園の場合、保育園部分と幼稚園部分で補助率が変わり、保育園部分は補助率4分の3、幼稚園部分は補助率2分の1となります。共有部分は人数案分にて算出されます。11月16日に国より現地査定が入りまして、現在、補助額の精査中であり、災害保険金などを控除した後に、補助額が決定されます。最後、5番目となります。つつみ幼稚園の通園状況です。現在も復旧工事が続いておりますが、先行して、受入れ態勢を整えたことにより、10月1日には、ほかの園に通っていた児童は戻っており、全員がそろって、つつみ幼稚園に通っている状況となります。以上、報告させていただきました。引き続き、検証結果に基づき、今できること、再発防止に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○金澤議長 以上で報告が終わりました。ただいまの報告のありました内容について確認したい事項はございませんか。

根岸裕美子さん。

○根岸議員 根岸です。よろしくお願いいたします。3点確認させてください。まず1点目が、1ページの最初の浸水被害の原因のところに、1時間最大30ミリを超える時間帯が3回発生したとありますが、この詳細を教えてください。

○金澤議長 答弁を求めます。

建設部長、前野 拓君。

○前野建設部長 お答えいたします。まず6月2日の16時から17時、この時間帯で1時間当たり31ミリ。それから同日6月2日に21時から22時、こちらでも31ミリの雨が観測されております。日にちをまたぎまして6月3日、午前1時から午前2時、34ミリ。以上3回が藤代、小浮気地区の雨量計で観測された数値となっております。

○金澤議長 根岸裕美子さん。

○根岸議員 ありがとうございます。次に、その後、排水能力を超える大雨が短時間で降ったとあります。排水能力について、超える雨量の想定というのはありますでしょうか。

○金澤議長 答弁を求めます。

建設部長、前野 拓君。

○前野建設部長 通常の雨の降り方というんでしょうか、1時間当たり30ミリあるいは50ミリ近くの雨で、一応排水ポンプ場のほうは双葉団地内の水を排出できるという計算の下で、当時、藤代町で整備は行ってまいりました。ただ今回の場合は31ミリを1度、16時から17時で降って、その後、きちんと水が流し切れる前にまた再び雨が降り出した。また2回目、そのあとまた3回目とたたみかけるように雨が降ったということで、どうしても排水能力を超える量がそこで降ったということで、冠水が発生したというふうに考

えおります。

○金澤議長 根岸裕美子さん。

○根岸議員 ありがとうございます。3点目が3ページの上段6、国土技術政策総合研究所の意見の(2)の下のほうに、理想としては住宅地域全域を擁壁等で囲うことができればというふうにあるんですけども、それとは別に、双葉内の水を排水する能力を上げる必要との御意見はあったかどうかをお伺いします。

○金澤議長 建設部長、前野 拓君。

○前野建設部長 今回の6月の大雨は、双葉団地内に降った雨のほかに、周辺部からの——田んぼやあるいは排水路からあふれた水が団地内に入り込んだということで、本来団地内の水だけくみ出せばいいところが、外周部からの水が入ってきたという要因があったので、国総研さんのほうでは、物理的に団地の周りを擁壁等で囲んで、万里の長城のようにすれば水が入ってこないんだから、それが一番効果はあるんじゃないのと——現実味があるかないかは別として、そういった御意見をいただきました。

○金澤議長 ほかにありませんか。

落合信太郎君。

○落合議員 今回、浸水被害の検証結果の報告ということなんですが、たしか今回、土砂崩れも市内で4か所あったかと思うんですね。そこは取手市のハザードマップの土砂災害警戒区域外のエリアだったかと思うんですね。そういった——ノーマークというところとあれかもしれませんが、今回幸いにして、土砂崩れが起きましたけれども建物への被害がなかったということですけども、一步間違えば、住宅の中でそういった被害があつて危険な状況だったと思うんですが。その辺の確認ですとか相談というのは、今回、今後されるのかどうか、その辺を相談されたのかどうか。

○金澤議長 答弁を求めます。

総務部次長、斉藤理昭君。

○斉藤総務部次長 土砂崩れ4件、落合議員のほうから御紹介していただきました。稲地区が1件、小文間地区が2件、井野台地区が1件というところでした。その4件の内訳の——中は、1点は土砂災害警戒区域には指定されていないところでした。今後、この土砂災害警戒区域に指定するか否かというお話は、県の竜ヶ崎工事事務所と協議していく必要があるんだろうというふうに思っていますので、現在、実際に起きたところも、今後竜ヶ崎工事と協議を進めていきたいと。そこで、その要件に合致すれば、指定も必要になってくるのかなというふうに考えております。以上です。

○金澤議長 よろしいですか。

[落合議員うなづく]

○金澤議長 ほかに。

関戸 勇君。

○関戸議員 先ほど根岸さんが聞いた、ちょっと関連するんですが、今回被害の原因については、上流から流れ込んだ。水田も含めて、こっち側が大きかったということで、専門家の皆さんもそういう判断をしていると思うんですが、小浮気の雨量ではなくて、つくばみ



らい市の雨量というのは把握できているでしょうか。

○金澤議長 答弁を求めます。

建設部長、前野 拓君。

○前野建設部長 お答えいたします。つくばみらい市の雨量のほうは、申し訳ございません、把握はしておりません。国土交通省——国総研のほうの御意見としては、やはり外から流れ込んだ水、これが非常に多くの量だったということで、それが大きな浸水被害につながったというふうにおっしゃっておいりました。

○金澤議長 関戸 勇君。

○関戸議員 線状降水帯はむしろ、つくばみらい市のほうで発生してるんだと思うんですが。そういう状況というのは把握できてなかったでしょうか。雨量はもうそっちの雨量が大きかったんじゃないかと思ってるんですが。先ほどあった30ミリ3回というのではなくて、もっと大きな雨量だったんじゃないかと。

○金澤議長 建設部長、前野 拓君。

○前野建設部長 線状降水帯の状況は、一応我々のほうも気象庁で出してます雨雲データっていうんでしょうかね、その動きというのはつぶさに見ておいりました。ですので取手に近いところで線状降水帯に近いものが発生してるというのは把握はしておりましたので、警戒はしておりました。それで、あと雨量の関係は、確かに線状降水帯のすぐ真下のところのほう雨量が多くなるっていうのは当然のことだと思うんですけども、龍ヶ崎の気象台の観測所と、あと気象庁で持ってる観測所が、恐らくつくばだと思うんですけども、つくばのほうの雨量のほうも、たしか当時調べた覚えがあるんですが、ちょっと今手元にないので、具体的な数値のほうはちょっと今お答え出来ません。

○金澤議長 関戸 勇君。

○関戸議員 そういう意味では、今回私も、もう全く上流に降った大きな雨だろうと思っていました。そういう点では、その辺の数値も把握しておくってのは大変大事かなと思っています。以上です。

○金澤議長 ほかにありませんか。——なしと認め、この議題を終わります。

総務部長、鈴木文江さん。

○鈴木総務部長 申し訳ありません。先ほど私の説明の中で、有識者等から御意見をいただいた方の中で、国総研の武川研究官、こちらのほう私、武川（むかわ）研究官と申し上げてしまいました。大変申し訳ありません。正式には武川（たけがわ）研究官が正しくなります。訂正させていただきます。よろしくお願ひします。

○金澤議長 訂正を認めます。

それでは続いて、報告事項2、令和6年度組織機構についてを議題といたします。

齋藤政策推進部長。

○齋藤政策推進部長 皆さん、おはようございます。政策推進部の齋藤です。議会前の貴重なお時間いただきまして、ありがとうございます。政策推進部より、来年度——令和6年度の市の組織機構について、御説明をさせていただきます。令和6年度の組織につきまして、変更点は2点ございます。

○金澤議長 齋藤部長、着座どうぞ。

○齋藤政策推進部長 着座で失礼いたします。まず1点目といたしまして、福祉部に部付の室として、こども政策室を設置するものでございます。これは子どもに関する政策を特に推し進めていくために、組織体制として課の中——特定の課の中の室ではなくて、課と同じレベルの権限を持たせた福祉部の直属の室として設置をするものです。国におきましては、令和5年4月1日にこども家庭庁が発足し、こども基本法が成立いたしました。このこども家庭庁の趣旨といたしまして、子ども真ん中社会の実現というものがございまして、子どもにとっての利益を一番に考え、子どもに関する取組を進めていくということ、これまで以上に強力に推し進めていくという方針でございます。そのような中、取手市ではこれまでも様々な子どもに関連する事務事業、施策というものがございまして、これは庁内だけにとどまらず国や県の機関、あるいは民間の法人や団体といったところとも連携を図りながら進めてまいりました。このこども政策室の設置によりまして、様々な子どもに関連する事務の司令塔の機能ということを持たせていきまして、子どもと家庭の福祉を中心に考えた部署を越えた横断的な取組を進めていこうというものでございます。また国におきましては、現在こども大綱というものを策定中でございまして、今後、この策定後には、市の子どもに関する施策全体に横串を刺す計画として、こども計画という新たな計画の策定が求められることが想定されております。そういったこともございまして、現段階におきましては、子どもに関する、おのおのの事務、そういったものを集約するというのではなくて、この計画も含めて、今後市にとってどのような組織体制がよいのかということも含めて、この室を中心に検討・調整をしていこうというものでございます。

続きまして、2点目になります。こちらは組織の廃止に関しての御説明でございます。現在、健康増進部の保健センター内の室として、新型コロナウイルスワクチン接種推進室というものがございます。こちらを廃止するものでございます。新型コロナウイルス感染症が令和3年2月1日に設置をした新型コロナウイルスワクチン接種推進室について、接種費用を全額公費で負担する特例臨時接種というものが今年度で終了するということから、廃止をします。来年の4月以降についてですが、新型コロナウイルスワクチンについては、インフルエンザワクチンと同様の扱いとなる定期接種として、保健センターの保健予防係が業務を引き継ぐこととなり、医療機関などと連携を図りながら進めていくというものでございます。私からの報告は以上です。

○金澤議長 以上で、報告が終わりました。ただいま報告のありました内容について、確認したい事項はございませんか。

齋藤久代さん。

○齋藤議員 すみません。それでは、こども政策室について1点確認をさせていただきま。国のほうでは令和6年4月までに、地方自治体については組織を整えるようにというようなことだったと思えますけれども、取手市ではこの政策室をつくって終わりということでは——終わりなんでしょうか、その後も続くということでしょうか。

○金澤議長 答弁を求めます。

政策推進部長、齋藤嘉彦君。

○齋藤政策推進部長 あくまでも今回、先ほど申しましたように、今後の組織体制についてもどのようにしていくのが一番取手市にとってよいのかということを含めて検討することでございまして、この後には新たな組織体制というものを想定をして進めていくというものでございます。

○金澤議長 齋藤久代さん。

○齋藤議員 しっかりとしたものが出来上がるっていうのに、それは約1年ぐらいかかるっていうふうに思っていらっしゃるのか、もっとかかるって思っていらっしゃるのか、そのほうはどういうふうに思っていらっしゃるでしょう。

○金澤議長 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

○齋藤政策推進部長 現在のところ、1年ぐらい——1年をかけて検討して、次の年度からということ想定しております。

○金澤議長 齋藤久代さん。

○齋藤議員 ありがとうございます。

○金澤議長 ほかにありませんか。

関戸 勇君。

○関戸議員 位置づけとしては、先ほど説明があったんですが、人事——人的な配置という点では、どのぐらいの人数で考えてるのか。

○金澤議長 答弁を求めます。

政策推進課長、高中 誠君。

○高中政策推進課長 お答えいたします。子育ての司令塔ということで、言わば企画部門というような扱いになりまして、そういった意味で、少数精鋭ということで、現在調整をしているところですが、以前、健康づくり推進室ということで、健康づくりの司令塔的な役割を担った室がございました。その際は3名ということでやらしていただきまして、その辺りと同規模、あるいは、その前後というところで調整を進めているところです。

○金澤議長 ほかにありませんか。——なしと認め、この議題を終わります。

それでは次第の3、全体でのその他に入ります。執行部から何かございませんか。

岡田消防長。

○岡田消防長 消防本部の岡田です。貴重な時間を少しいただきまして、吉報をお伝えさせていただきます。吉報で——はい。先週の土曜日11月25日に茨城県立消防学校で行われました、茨城県消防ポンプ操法競技大会中央大会兼全国消防操法大会茨城県代表選考会に、当市の第26分団が出場し、見事に優勝を果たしました。これは取手市として初めての快挙でございます。また、この大会に26分団の指揮者として出場しました岩澤 信議員が個人賞を獲得しております。消防団の皆様の御努力に敬意を表する次第でございます。この後は26分団は茨城県代表としまして、来年の10月12日土曜日、宮城県利府町で行われます全国消防操法大会の出場となります。取手市また消防本部も、これからもしっかりとサポートしていく所存でございます。どうぞよろしく願いいたします。消防本部からの報告は以上でございます。

○金澤議長 ほかにございませんか。

○金澤議長 執行部からないようですので、議員からその他として何かございませんか。  
結城 繁君。

○結城議員 すみません、結城です。全協なので、ちょっと聞かせていただきたいんですが、11月24日にオンラインの会議で、私たちに提出予定議案の説明が行われました。そのときに市長が言っていたことを、鈴木部長が全て修正ということで、間違いを訂正していたんですが、なぜこのようなことが起きたのか。私多分、こういうことがあったのは初めてだと思っているので、お願いいたします。

○金澤議長 それでは、鈴木総務部長。マイク——自席であれば、自席で結構です。

○鈴木総務部長 お答えします。今、結城議員おっしゃられたとおり、冒頭のオンライン説明の中で、議案番号が1号ずれていたこと、あと増額のところが——減額のところを増額と言い間違えてしまったところ、この2点を私のほうから修正させていただきました。何ゆえに私がというところなんですけども、市長の冒頭の挨拶の議案説明の次に私が出番として控えておりましたので、そういった流れもありまして、私のほうで訂正をさせていただいた次第になります。以上です、すみません。

○金澤議長 結城 繁君。

○結城議員 これ多分、説明する前にしっかりと打合せをしてるんだろと思うんですが、なぜこんなことになるか。これ市長に対して恥ずかしいわけですよ。これオンラインで流れてる——これは一部議員でしかないわけですけども、こういうことが、やはり二度と起きないようにしていただきたいと思います。

○金澤議長 ほかにありませんか。——なしと認めます。

それでは皆さんお疲れさまでした。御協力ありがとうございました。本日の議員全員協議会の議題は全て終了しました。これで議員全員協議会を閉会します。

午前 9時 分散会

取手市議会全員協議会規程第5条の規定により署名又は押印する。

取手市議会議長 \_\_\_\_\_